

令和8年度各部定期監査の結果に係る措置状況報告書

目黒区教育委員会

1 指摘事項

(1) 重点事項（旅費の支給）

指 摘 事 項	
ア 通勤手当が支給されている区間の減額調整の未実施や誤りにより旅費が過大に支給されていたものがあった。 （教育支援課、生涯学習課）	
所 属 名	措 置 状 況
教育支援課	該当職員が入庁後すぐの出張（特別区共同研修 新任研修）だったため、その時点で定期区間の認定が出ておらず、定期券調整を自身で行う必要があったが、処理できていなかった。その結果、実際に生じていた支払額よりも多い額で申請していたため、是正した。 今後は、適正な処理を進めるよう、係長・課長共に通知を確認した。
生涯学習課	会計年度任用職員の認定通勤経路未登録により過払いが生じたことから経路の登録及び旅行命令申請を再度行い、是正した。 今回の指摘事項を課内に周知した。今後は、旅費の適正支出に努めるよう、旅費事務の手引き（庶務事務マニュアル）を確認することを職員に周知した。

指 摘 事 項	
エ 旅行命令申請の入力誤りにより、支給額に不足が生じていたものがあった。 （教育支援課、生涯学習課）	
所 属 名	措 置 状 況
教育支援課	往復自転車の出張で旅費は発生しない事例だったが、誤って必要のない定期券減額調整を行っていたため、修正を行った。今後は旅行命令の申請について職員間で周知を徹底し、適正な事務処理に努める。

生涯学習課	東急バス運賃改定後、システムの運賃情報が旧運賃であったため未支給額が発生した。旅行命令申請を再度行い是正した。 今回の指摘事項を課内に周知した。今後、運賃改定などに留意し、旅費の適正支出に努めるよう、職員に周知した。
-------	--

指 摘 事 項	
オ 保存されていた特急券と旅行命令申請の運賃内訳書の金額に差異があり、支給額に過不足が生じていたものがあった。 (生涯学習課)	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	実際の旅行経路は旅行命令申請と同様だが、購入した特急券などの金額に差額が生じた。旅行後に申請内容の修正を失念していたため、今回の指摘後、速やかに追加支給を行った。 今後は旅行命令申請に基づく旅行を原則とするが、変更が生じた場合は旅行命令申請の修正を行うよう課内全体に周知徹底を図った。

指 摘 事 項	
カ 特急券や高速バスの領収書等が保存されていないものがあった。 (生涯学習課)	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	切符を電子購入したため、領収書等紙面保管していなかった。電子領収書を印刷し、座席情報を添付して給与取扱者による電子切符購入確認を行ったうえで、当該領収書として保管した。 今回の指摘事項を課内周知した。今後、同様のケースについて、適正な事務処理に努めるよう職員に周知した。

(2) 給与事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
週休日の在宅勤務や時間外勤務を伴う旅行を行った際の超過勤務命令を申請していなかったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。 (生涯学習課)	
所 属 名	措 置 状 況
生涯学習課	超過勤務命令申請を行い是正した。今回の指摘事項を課内周知した。今後は、旅行命令申請時間が勤務時間を超えている場合は、超過勤務命令申請の有無を確認するなど、適正な事務処理に努めるよう職員に周知した。

(4) 契約事務における事務処理を誤っていたもの

指 摘 事 項	
ウ 所管が行うことができる契約のうち、予定価格30万円未満は課長が決定し、30万円以上は教育次長が決定することとされているが、30万円以上の契約を課長が決定しているものがあった。 (学校運営課)	
所 属 名	措 置 状 況
学校運営課	指摘内容については、令和7年度の定期監査においても同様の指摘を受けており、昨年6月の説明聴取後に、目黒区教育委員会事務局事案決定手続規程別表の決定区分について、3課の全係員（学校運営課・学校ICT課・学校施設計画課）に改めて周知し、事務執行の権限と責任の所在を明確にすることで、事案決定の適正化を図るとともに、文書管理システムにおいて専用の決裁ルートを作成するなど、決裁区分の確認を徹底し、再発防止に係る措置を行った。 対象案件は令和7年4月1日に行った契約決定であり、再発防止策を講じた6月以降には決裁区分の誤りはない。

2 意見・要望事項

(2) 個別的事項

ス 教育委員会関係

子ども読書活動推進計画の策定について

意 見 ・ 要 望

教育のデジタル化の急速な進展等により子どもたちを取り巻く環境に大きな変化が生じており、また、視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）の制定等、多様な背景を持つ全ての子どもの読書環境を整備することが求められていることから、子どもたちの更なる読書活動の推進と読書環境を整備するため、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、8年度から12年度までを計画期間とする子ども読書活動推進計画が8年3月に策定されている。

計画では、これまでの区の実施や計画策定に当たり小学生から高校生までを対象に実施したアンケート調査結果などを踏まえ、子どもたちが読書に親しみ、進んで読書をするための環境づくりと機会の充実に取り組むことにより、子どもたちが学びの基盤を獲得し、成長してからも高い知的な好奇心を持ち、生涯にわたり主体的に学び続けることができるようになることを目指すとともに、大人も含め世代を超えた読書活動の推進につなげていくことを目標としている。

具体的には、「本に触れる機会を増やす取組」、「多様な子どもたちへのサポート」、「デジタル社会への対応」、「子どもの視点に立った読書活動の推進」、「自発的学習への支援」の5つを基本方針に掲げ、乳幼児や小学生、中高生世代など、ライフステージ（子どもの成長段階）に応じて、具体的な取組を整理し、体系的に設定することにより効果的に施策を展開するとしている。

子どもの読書活動の推進に関する法律第2条では、「子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」と規定している。

今後も、子どもの読書活動の推進が家庭、地域、学校等を通じた社会全体で取り組まれるよう体制の整備に努めるとともに、学校図書館と十分な連携・協力を図りながら、子どもが自主的に読書活動を行うことができるよう、策定した子ども読書活動推進計画に基づく施策を着実に推進されたい。

（八雲中央図書館）

所 属 名	措 置 状 況
八雲中央図書館	目黒区子ども読書活動推進計画に基づき、令和8年度については、おはなし会、職場体験受入、学校訪問による調べ学習支援等を実施しているほか、新規取組として定めた、アクセシブル資料コーナーの設置に向けて検討を進めている。 引き続き、子どもの読書活動を推進していくため、計画における「5つの基本方針」及び「5つの施策の方向性」に沿って、家庭、地域、学校等との連携、協力を図りながら、計画に定めた施策の実施に取り組んでいく。